

広島県告示第三十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県広島ヘリポートの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕之

2 主たる事務所の所在地

東京都中央区京橋三丁目一三番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
大成有楽不動産株式会社 代表取締役 林 隆			大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕之		

三 変更年月日

平成二十九年四月一日